

今後も、加藤さんと共に闘おう！

9月27日、名古屋に於いて名古屋地本主催「不当解雇から3年1不当弾圧を許さず、加藤誠二さんと共に闘う9・27集会」が開催され分会としても参加しました。



2010年7月7日、最高裁判所第三小法廷は「蒲郡駅事件」の上告棄却を決定しました。

2007年7月13日から始まった弾圧は、愛知県警公安三課・会社が一体となってつくられた事件でありました。2007年1月15日のいわゆる「主任レポート」を導入しようとした職場掲示に対して私たちは、社員間が監視し合い、社員自身に社員管理を担わせる目的・狙いを明らかにして反対の意思を明らかにし闘ってきました。

そうした「主任レポート」に反対する私たち労働組合の闘いの意義が職場に広まることに恐怖した会社になりふり構わず、私たちの闘いをつぶすためにしかけたのが「蒲郡駅事件」です。

当時、その最先頭で闘っていた加藤さんに狙いを絞った会社は、加藤さんの首を切り私たちJ R東海労の弾圧を激化し、一方、職場での「主任レポート」導入をスムーズにしようと企てたのです。

不当な懲戒解雇通告から第一審、二審の名古屋裁判所は、「推認」「憶測」の不当判決によって権力・会社と一体となって私たちへの弾圧の一翼を担いました。そして、私たちは最高裁での上告審を目指してきました。

私たちは、会社による「物言わぬ労働組合づくり」に対して今後も加藤誠二さんと共に闘います。

そして美世志会の仲間の完全無罪と早期職場復帰をかちとるために、全国のJ R総連に結集する仲間と共に闘っていきます。